

議案参考資料

[令和4年第4回定例会(12月)]

[担当課(室)係(担当)]

黒保根支所

地域振興整備課 産業振興係

議案名

議案第71号 指定管理者の指定について(桐生市利平茶屋森林公園)

趣旨・目的

桐生市利平茶屋森林公園の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

概要

桐生市森林公園の設置及び管理に関する条例第17条の規定に基づき、桐生市利平茶屋森林公園の管理を行わせるため、株式会社perkを指定管理者として指定しようとするものです。

- 1 施設の名称 桐生市利平茶屋森林公園
- 2 指定する団体 桐生市仲町2丁目11番4号
株式会社^{パーク}perk
- 3 指定の期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで
(3年間)

背景・経過

桐生市利平茶屋森林公園(昭和62年開園)は、黒保根村当時、自然観察教育林に指定された国有林野に開設された施設です。桐生市との合併後も市民の休養及び研修の場として多くの方々に利用されてきましたが、レジャー施設の多様化や利用者ニーズの変化に伴い、利用者が年々減少している状況です。

このようなことから、民間のノウハウや活力を取り入れることにより、利用者へのサービス向上や施設の管理運営を効率的に行えるようにするため、指定管理者制度を導入することとしたものです。

指定管理者の選定に当たって公募による選考を行ったところ、本件法人は、地域との連携をはじめ、地元雇用や誘客促進に繋がる広告宣伝などの計画及び管理体制が評価され、施設の適切な管理運営を行うことが可能であるとの結果となったことから、同法人を指定管理者として指定しようとするものです。